

平成 23 年 4 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 16

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

訪問買取業者にご注意！

稚内市内で「今度、リサイクル店を新たに開業するので、商品を集めている、不要になったものはないか?」「不用品を買い取る」といった電話があり、その後来訪する訪問買取が多くなっています。

訪問した業者が、いつの間にか「貴金属を見せて」と言い、指輪やネックレスを言葉巧みに安い金額で買取られると言った事例も全国で多く報告されています。ご注意ください。

これらは、業者が訪問する形態でも、業者が消費者から買取のためクーリング・オフが出来ません。後になって止めたいと思っても、連絡先が分からなかったり、すでに処分してしまったなどとして取り戻せないことがほとんどです。

買取を行う業者は、古物営業法の規制を受け、「古物商許可証」または「古物行商従業員証」を携帯しなければなりません。

怪しい、変だと感じたら、玄関を開けずに、ドア越しに対応するようにしましょう。また事前に電話がかかってきた場合は、売る気持ちがなければ、きっぱりと断りましょう。

宗谷管内消費者被害防止ネットワークセミナー開催

平成 23 年 3 月 25 日に、稚内総合文化センターで（社）北海道消費者協会によりますセミナーが約 30 名の参加で開催されました。内容は「道内のネットワーク活動について」の報告、講師 中井 悦子氏の「消費者被害の現状と今後のネットワーク活動について」の講演があり、今後の被害防止活動にあたって、大変有意義なものとなりました。

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月 1 回、第 2 日曜日に実施しています。事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。
稚内市市民生活課生活交通グループ電話（直通） 23-6413

見守り 新鮮情報

第92号

「**不要な着物**を譲ってほしい」と女性から**電話**があり、少し不安だったが「ちゃんとした人を行かせる」と言うので来てもらった。**着物はざっと見た**だけで、今度は「**貴金属を見せて**」と言う。断ったが「見るだけだから」

としつこく言うので見せたら、**半ば強引**に着物5点と貴金属を宝石箱ごと**6万7千円**で**買い取られて**しまった。キツネにつままれたような気分で、後になってとても**後悔**し、翌朝すぐに**やめたいと申し出た**が、**既に手元にない**と言われた。

(60歳代 女性)



着物の訪問買取… あとで後悔しても戻ってこない!

■平成22年5月 ■関西地方



ひとこと 助言

慎重にね!



見守るくん

- 「不要な着物はないか」と電話があり、その後来訪する訪問買取の相談が増加しています。事例のように、始めは「着物」の買い取りを持ちかけますが、本当の目的は「貴金属」ではないかと疑われるケースも目立ちます。
- 「電話は女性だったので来訪を承諾したが、来たのは男性だった」「部屋の中を勝手に物色された」「断ると『手ぶらでは帰れない』と居直られた」など、軽い気持ちで頼んだのに、怖い思いをしたり、強引な勧誘にあたりするケースが多く見られます。
- 業者が訪問する形態でも、買い取りの場合はクーリング・オフができません。また、後になって「やめたい」と申し出ても、「既に処分した」として取り戻せないことがほとんどです。

●心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。